

八雲町の財務書類

北海道 八雲町

目次

I 地方公会計の概要

- (1) 地方公会計における統一的な基準について
- (2) 八雲町における財務書類の作成対象について

II 財務書類の概要

- (1) 貸借対照表
- (2) 行政コスト計算書
- (3) 純資産変動計算書
- (4) 資金収支計算書
- (5) 財務書類4表の相互関係

I 地方公会計の概要

(1) 地方公会計における統一的な基準について

八雲町など地方公共団体では、法令に定められた方法により、予算・決算・会計制度を運用していますが、資産や債務等の実態をよりの確に把握するため、「地方公会計制度」の導入が求められてきました。

平成11年度より旧総務省方式でスタートした地方公会計制度は、平成18年には地方公共団体に基準モデルと総務省方式改訂モデルの2つのモデルが提示され、地方公共団体はどちらかのモデルを選択し、財務書類の作成を進めることになりました。

平成26年には2つのモデルが統合され統一的な基準となり、平成27年度から平成29年度までの3年間で、全ての地方公共団体において統一的な基準による財務書類等を作成することになりました。

こうした状況を踏まえ、八雲町も地方公会計を導入し、財務書類を作成・公表しております。

(2) 八雲町における財務書類の作成対象について

財務書類は、作成対象となる会計の範囲により、3つに区分されます。

- ①一般会計財務書類：八雲町の一般会計のみの財務書類。
- ②全体財務書類：一般会計に、特別会計・事業会計を加えた財務書類。
- ③連結財務書類：全体財務書類に、八雲町が関係する一部事務組合・広域連合・第三セクター等を加えた財務書類。

八雲町における財務書類の作成対象となる会計は次のとおりです。

| 財務書類名称 | 対象会計範囲 |
|----------|-----------------------------|
| 一般会計財務書類 | 一般会計 |
| 全体財務書類 | 一般会計財務書類 |
| | 国民健康保険事業特別会計 |
| | 後期高齢者医療特別会計 |
| | 介護保険事業特別会計 |
| | 水道事業会計 |
| | 熊石地域簡易水道事業会計 |
| | 下水道事業会計 |
| | 農業集落排水事業会計 |
| | 病院事業会計 |
| 連結財務書類 | 全体財務書類 |
| | 八雲町が関係する一部事務組合、広域連合、第三セクター等 |

II. 財務書類の概要

(1) 財務書類の構成

財務書類は次の4つの表で構成されています。

- ①貸借対照表
- ②行政コスト計算書
- ③純資産変動計算書
- ④資金収支計算書

(2) 貸借対照表について

貸借対照表とは、年度末に保有する①資産、②負債、③純資産を表示したものです。

| |
|---|
| ①資産 学校、公園、道路など将来の世代に引継ぐ社会資本や、投資、基金など将来現金化することが可能な財産。 |
| ②負債 地方債や退職給付引当金など将来の世代の負担となるもの。 |
| ③純資産 過去の世代や国・道が負担した将来返済しなくてよい財産。 |

■貸借対照表の概略図

| 借方（かりかた） | 貸方（かしかた） |
|---------------------------------------|---|
| 資 産 土地・建物 貸付金 現金、基金 等 | 負債（将来負担） 地方債、債務負担行為額 退職手当引当金 等 |
| | 純資産（これまでの世代負担） 余剰分 固定資産等形成分 |

$$\text{「資産」} = \text{「負債」} + \text{「純資産」}$$

(3) 行政コスト計算書について

行政コスト計算書は、1年間の行政運営にかかる費用のうち、福祉サービスやごみの収集にかかる経費など、資産形成につながらない行政サービスの費用を業務費用として①人件費、②物件費等、③その他の業務費用、業務費用以外に移転費用に区分して表示したものです。

◆費用 : 行政サービス提供のために費やしたものの。

① 人件費

職員給与や議員報酬、退職給付費用（当該年度に退職給付引当金として新たに繰り入れた額）など。

② 物件費等

備品や消耗品、施設等の維持補修にかかる経費や減価償却費（社会資本の経年劣化等に伴う減少額）など。

③ その他業務費用

支払利息、徴収不能引当金繰入額、市町村債償還の利子など。

④ 移転費用

他会計への支出額、補助金等、社会保障給付、他団体への資産整備補助金など。

◆収益 : 直接サービス提供により住民等がその対価として支払い、地方公共団体が得られるもの。

(4) 純資産変動計算書について

地方公会計では、純資産変動計算書は純資産の変動を示すものと定義されています。純資産の変動とは、政策形成上の意思決定などによる純資産及びその内部構成の変動としています。

純資産の減少は、現役世代が将来世代にとっても利用可能であった資源を用いて便益を受ける一方で、将来世代にその分の負担が先送りされたことを意味します。逆に純資産の増加は、現役世代が自らの負担によって将来世代も利用可能な資源を備えたことを意味するので、その分、将来世代の負担は軽減されたこととなります。

◆余剰分の計算

①純行政コスト

行政コスト計算書の純行政コストと一致します。

②財源

財源をどのような収入（税収等、国庫補助金）で調達したかを表します。

◆固定資産形成分

財源を将来世代も利用可能な固定資産、貸付金や基金等にどの程度使ったかを表します。

①固定資産等の変動

当該年度に学校、道路などの社会資本を取得した額と過去に取得した社会資本の経年劣化等に伴う減少額を表します。基金、貸付金、出資金など長期金融資産の当該年度における増加と減少を表します。

②資産評価差額

有価証券等の評価差額を表します。

③無償償所管換等

無償で譲渡または取得した固定資産の評価額等を表します。

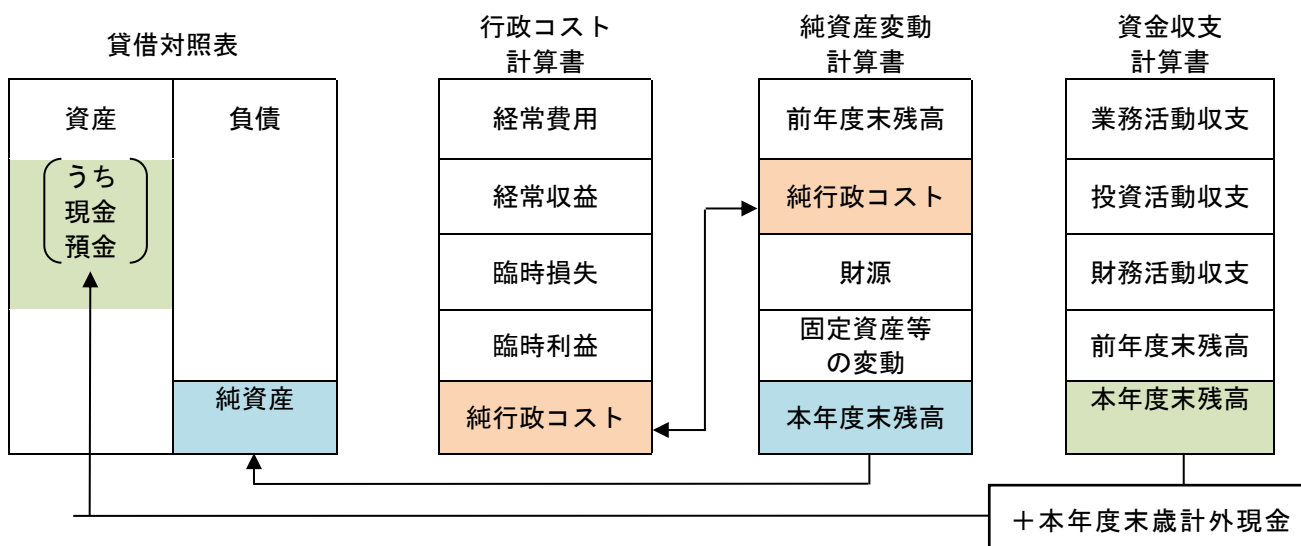
(5) 資金収支計算書について

地方公会計では、資金収支計算書は資金収支の状態をみるものと定義されています。資金収支の状態とは、地方公共団体の活動による資金の一定期間（1年間）の取引高を意味します。資金収支計算書では、1年間の資金の変動を①業務活動収支、②投資活動収支、③財務活動収支に分けて表示し、それぞれの活動においてどのような資金の変動があったかを表示しています。

- ①業務活動収支：行政サービスを行なう中で、毎年度継続的に収入、支出されるものを表します。
- ②投資活動収支：学校、公園、道路などの資産形成や投資、基金などの収入、支出などを表します。
- ③財務活動収支：公債、借入金などの収入、支出などを表します。

(6) 財務書類4表の相互関係

財務書類の各表の相互関係は次のとおりです。



- ①貸借対照表の資産のうち「現金預金」の金額は、資金収支計算書の本年度末残高に本年度末歳計外現金残高を足したものと対応します。
- ②貸借対照表の「純資産」の金額は、資産と負債の差額として計算されますが、これは純資産変動計算書の期末残高と対応します。
- ③行政コスト計算書の「純行政コスト」の金額は、純資産変動計算書に記載されます。